

仕事と生活の調和の実現を目指して 「労働時間等見直しガイドライン」が改正されました!!

※「労働時間等見直しガイドライン」（労働時間等設定改善指針）とは、事業主及びその団体が、労働時間等の設定の改善について適切に対処するために必要な事項について定めたものです。

「労働時間等見直しガイドライン」のポイント

基本的な考え方

- ① 労働時間の見直しを含めた仕事と生活の調和の実現に向けた取組は、
 - ・ 少子化の流れを変え、人口減少下でも多様な人材が仕事に就けるようにし、我が国の社会を持続可能で確かなものとするために必要な取組であるとともに、
 - ・ 企業の活力や競争力の源泉である有能な人材の確保・育成・定着の可能性を高めるものです。
- ② 経営者自らが主導して、職場風土改革のための意識改革等に努めることが重要です。
- ③ 「仕事と生活の調和推進のための行動指針」で定められた社会全体の目標の内容も踏まえ、各企業の実情に応じて仕事と生活の調和の実現に向けて計画的に取り組むことが必要です。

（社会全体の目標値）○ 「週労働時間60時間以上の雇用者の割合を10年後に半減」
○ 「年次有給休暇取得率を10年後に完全取得」 など

<仕事と生活の調和の実現には、次のような取組などが重要です。>

1 労使間の話合いの機会の整備をしましょう。

（具体例）○ 労働時間等設定改善委員会をはじめとする労使間の話合いの機会を整備すること など

2 年次有給休暇を取得しやすい環境の整備をしましょう。

（具体例）○ 取得の呼びかけ等による取得しやすい雰囲気づくり
○ 計画的な年次有給休暇の取得 など

3 所定外労働の削減をしましょう。

（具体例）○ 「ノー残業デー」、「ノー残業ウィーク」の導入・拡充
○ 長時間労働の抑制（長時間労働が恒常的なものにならないようにする等） など

4 労働者各人の健康と生活に配慮をしましょう。

（特に配慮が必要な労働者の例）○ 特に健康の保持に努める必要があると認められる労働者
○ 育児・介護を行っている労働者
○ 単身赴任中の労働者
○ 自発的な職業能力開発を行う労働者 など

新しくなった「労働時間等見直しガイドライン」を参考に、
働き方を改革し、仕事と生活の調和を実現しましょう!!

労働時間等見直しガイドライン <http://www.mhlw.go.jp/general/seido/roudou/jikan/index.html>

厚生労働省

充実した毎日を、
過ごすために。



仕事と生活の調和をめざして

計画的な

年次有給休暇の 取得促進を。



仕事と生活の調和
（ワーク・ライフ・バランス）
が実現した社会とは

「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」です。

厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/>

どちらも、大切です。